

V-1 国による観光政策

- ・「観光ビジョン」及び「観光ビジョン実現プログラム」に基づき、各府省庁で横断的に観光関連施策を実施。
- ・日本政府観光局と地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の役割を明確化したうえで、両者の連携を強化。
- ・国際観光旅客税の導入により大幅に財源が増加。主に出入国システムの高度化や受け入れ環境整備等を中心とした施策に充当。

(1) 政府の観光政策の概観

①観光ビジョン実現プログラム

政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（2016年3月）で掲げられた目標の確実な達成に向け、短期的（1年間）な行動計画として、各年度の「観光ビジョン実現プログラム」を策定している。2018年度8月から2019年度5月にかけて計10回開催された「観光戦略実行推進会議」での議論を受けて、「観光ビジョン実現プログラム2019」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2019）が決定された。実現プログラム2019では、2016年度に策定された「観光ビジョン」に掲げられている3つの視点による整理ではなく、表V-1-1に示す①～④の分類によって整理されている。

また、2020年7月14日には、2020年度の行動計画として「観光ビジョン実現プログラム2020」が策定されている。

表V-1-1 2019年度に講じた施策について

| |
|--|
| ①外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備 |
| 観光地 交通機関 文化財・国立公園 農泊 |
| ②地域の新しい観光コンテンツの開発 |
| 文化財 国立公園 公的施設・インフラ 古民家や城泊・寺泊等 農泊 観光地・交通機関 |
| ③日本政府観光局と地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化 |
| ④地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策 |
| 出入国の円滑化 ビザの戦略的緩和 空港 MICE・IR 持続可能な観光地域づくり 国際kN港旅客税の活用 アウトバウンド・国内観光 東北の観光復興 「観光立国ショーケース」の形成の推進 観光統計 |

資料：観光庁「令和2年版観光白書」をもとに（公財）日本交通公社作成

②観光庁関連予算

2019年度の観光庁当初予算は665.6億円（前年度比242%）であった。前年度からの大幅な増加は、2019年の1月に運用が開始された国際観光旅客税によるものであり、初めて年度を通じて税収の見込まれる2019年度は、予算全体の約7割にあたる485.0億円が国際観光旅客税から充当されることとなった。使途の内訳は、「ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備」が278.9億円（前年度比230%）、「我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化と観光産業の基幹産業化」が148.8億円（前年度比138%）、「地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上」が224.4億円（前年度比641%）等となっている。

さらに、2019年12月に成立した第1次補正予算では、「オリパラ開催を起爆剤にした訪日プロモーション」に50.0億円、「観光地における新規市場の開拓・多角化に向けた実証事業」に1.8億円、「訪日外国人旅行者受け入れ環境整備緊急対策事業」に3.2億円が計上された。

(2) 各府省庁による観光政策

観光ビジョンで掲げられた①～④の分類ごとに、2019年度の各府省庁の（主に新規に始まった）取り組みを概観していく。

①外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

●観光地

○キャッシュレスの飛躍的改善

2019年10月より政府が開始したキャッシュレス・ポイント還元事業では、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出することを目的とし、決済額の5%を還元する取組が実施された。また、事業者に対しては、端末費用を実質ゼロにすることや、決済事業者に支払う手数料を実質2.17%以下とすることで、中小店舗のキャッシュレス決済導入の負担が軽減された。

○通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

2019年度末までに、「短文逐次翻訳技術」が12言語で対応可能となり、日常会話がほとんど支障なく行えるレベルの精度に達している。2018年度には多言語音声翻訳システムの効果検証事業が行われており、2019年度はその結果を踏まえ、有効性について各地方運輸局を通じて地方公共団体等に周知するとともに、各種補助制度の活用が推進された。

また、ICTを活用したスマートシティの推進を目的とした「データ利活用型スマートシティ推進事業」では、交付が決定した5団体のうち1団体について、安全・安心分野でのカメラで収集された情報を観光分野へ活用したり、「地域IoT実装推進事業」では、全国の3団体について、観光クラウドシステムの

構築を支援する等、観光分野におけるIT技術の活用が推進された。

その他、観光案内拠点の充実、シェアサイクルの導入促進、道の駅の通信環境等の受け入れ環境整備が2018年度に引き続き実施された。

○日本の良好な治安等を体感できる環境整備

警察官が携行する高度警察情報通信基盤システムについて、多言語翻訳機能が2020年3月に導入され、全国で運用が開始した。

○民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

「人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路空間を構築するための指定制度（歩行者利便増進道路の指定制度）」の実現を目的とし、2020年2月に「道路法（昭和27年法律第180号）」の一部を改正する法律案が閣議決定。

○宿泊業の生産性向上

東北、関東、東京、関西、北陸信越の5地域において、宿泊業者を対象にマーケティングの基礎や顧客価値の分析等を学ぶワークショップが開催されたほか、山形県、岩手県、石川県の3地域では、海外販路拡大に向けたRPAの導入等のモデル事業が実施された。

○産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光経営を担う人材育成を目的とし、観光庁、一橋大学、京都大学等を中心とした、産学連携による継続的な経営人材育成体制の構築が図られた。また、「観光MBA」取得者のフォローアップのためのガイドライン策定や、産学の有識者を中心とした協議会及びワーキングの開催、一橋大学と京都大学が実施した調査・ヒアリングに基づく今後のカリキュラムの検討が行われた。

さらに、即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化の取組として、全国3地域での共同採用説明会や、旅館体験プログラム、キャリアアップ研修等が実施されたほか、外国人材受け入れのためのプラットフォーム構築を目的とし、2019年10月から2020年2月の期間において、全国10箇所で開催された。

●交通機関

○「地方創生回廊」の完備

2019年9月から、訪日外国人旅行者向けのICカードである「Welcome Suica」及び「PASMO PASSPORT」が発売開始されたほか、2018年度に引き続き、新幹線全駅における観光拠点機能強化や高速道路ナンバリングの整備推進が行われた。

また、栗島～新潟航路を始めとする5航路について、訪日外国人旅行者を始めとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者が悪影響を及ぼさない判断した上で、2019年度に新たに創設された「インバウンド船旅振興制度」の対象とし、新サービスの創設支援等が行われた。

○公共交通利用環境の革新

訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現を目的に、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に基づく「外国人観光旅客利便増進措置」として、全国305の公共交通事業者等が作成した実施計画を取りまとめ、各事業者における交通利用環境の整備が推進された。

また、外国人目線での観光地型MaaS実装の推進として、「新モビリティサービス推進事業」の公募を行い、観光地型MaaSとして全国8箇所を先行モデル事業として選定し、実証実験に向けた支援が実施された。

●文化財・国立公園

○文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

3Dプリンターを用いて再現した、触れられる文化財の展示や多言語によるプロモーション映像の作成等を支援したほか、AR技術や音声ガイド等を駆使した先進的・高次元な多言語解説の取組として50件が採択され、支援が行われた。

○国立公園における多言語解説の整備、充実

観光庁の「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」と連携し、34国立公園の45地域協議会において、英文の解説が作成されたほか、環境省直轄及び地方公共団体所有の国立公園案内板等について、Uni-voiceコード等のICTを活用した多言語解説が整備された。

●農泊

農泊を実践している地域として、2019年度に新たに166地域が採択され、これまでの累計は515地域となった。昨年度までに引き続き、農泊地域の魅力を発信する「農泊ポータルサイト」の充実や日本政府観光局と連携した海外への情報発信もあわせて推進された。

②地域の新しい観光コンテンツの開発

●文化財

○我が国の文化の国際発信力向上

地域文化創生本部では、九州大学を始めとする11の大学と共同研究事業を実施し、戦略的な国際交流や海外発信等の文化行政に求められる新たな政策ニーズについて、実態の把握や分析等がなされた。また、文化芸術事業をコアとして、国際文化芸術拠点を形成する取り組み（11件）や、芸術団体が行う海外公演等（36件）に対して支援が行われた。

○東京国立博物館における来館者ニーズを踏まえた整備等

東京国立博物館では、日本文化や歴史になじみのない訪日外国人旅行者にもわかりやすい内容の多言語解説板を2019年4月に設置、拡充した。また、日本の四季に合わせた展示や夜間開館等の取り組みにより、外国人来館者が全体の3割に増加した。

●国立公園

○「国立公園満喫プロジェクト」の推進

2018年度に改訂された「ステップアッププログラム2020」に基づき、自然体験コンテンツの充実や、国内外へのプロモーション等の取組について、8公園において先行的に実施された。さらに、利用者の満足度や消費額等を把握するため、国立公園利用者向けアンケート調査が実施された。

また利用者負担による保全の仕組みの調査・検討が西表石垣国立公園の竹富島を始めとする7国立公園で実施された。

●公的施設・インフラ

○我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設の公開・開放

2018年に引き続き、2019年度も迎賓館赤坂離宮において、接遇等に支障のない範囲での一般公開が通年で実施された。2020年1月1日～3日は、年始の一般公開企画としては初めての試みとして、庭園の無料一般公開を実施した。また、天皇陛下御即位慶行事の一環として、祝賀御列の儀で使用されたオープンカーの展示が2019年11月から2020年1月までの期間に実施された。

迎賓館赤坂離宮前に整備中であった休憩所については、2019年4月にカフェ事業者が決定され、2020年3月に施設整備が完了した。

○地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

「地域活性化に資する灯台活用に関する有識者懇談会」が2019年6月までに計3回実施され、同年6月に「灯台活用の拡大に向けた中間とりまとめ」が公表された。さらに、同年10月には、関係機関と連携したイベント情報等を掲載するポータルサイトが開設された。

○国民公園の魅力向上

新宿御苑では、2019年3月より開園時間の延長や入園料改定を行ったほか、八重桜や紅葉のライトアップ等を行い、来園者の満足度向上やインバウンド対策が図られた。さらに、園内施設拡充のため、民間カフェの公募を行われ、2020年3月下旬からカフェが新規に運営を開始した。

京都御苑では、2018年度に多言語化した閑院宮跡収納展示館の解説等について、ウェブサイトに掲載するとともに、展示館の解説表示が全面的に整備された。

●古民家や城泊・寺泊等

○古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

人材支援・育成の取組として、歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手育成を行うため、2018年度に実施した内容の改善や新規講座の追加を行い、2019年度はより実践的な研修が東京と大阪の2会場で実施された。

また、地方公共団体への情報発信や継続的な支援を行うため、全国10ブロックにて開催したブロック会議での情報周知や、取り組み意欲のある地方公共団体や日本版DMO候補法人に対するヒアリングをもとにした地域古民家等の活用に向けた現状把握や解決策の検討が行われた。

さらに、地域金融機関による金融支援等の促進のため、企業アンケート調査結果に基づいた分析等を踏まえた上で、地域金融機関との対話などが進められた。また、人的支援等の促進のため「地域おこし企業人交流プログラム」や「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業」の具体的な活用事例等について、地域おこし協力隊や地方公共団体担当者へ周知された。

○泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツ開拓の取り組み推進

2020年1月から2月にかけて全10会場で開催された、総務省主催の地域経済好循環拡大推進会議において、城泊や寺泊の取組が周知された。

また、2020年3月までに、5国立公園において、民間事業者との連携によりグランピング事業が実施されたほか、多様な宿泊形態に対応するため、2019年9月に分譲型ホテル等を宿舎事業として認可する審査基準が作成された。

○良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

2020年3月11日時点での住宅宿泊事業の届出住宅数は21,158件となり、2018年度末の1.5倍となった。違法民泊の対策として、海外無登録仲介サイト等の掲載物件情報の集約や一覧化が可能となる「民泊特定支援システム」が構築された。また、ホームステイを通じた地域住民と旅行者の交流の促進を目的として、イベントホームステイ（イベント民泊）についてのガイドラインが2019年12月に改訂された。

●農泊

○「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の選定

2019年10月に「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」の第6回選定地区として31地域が決定・公表された。また、同年6月に、一般市民やこれまでの選定地区が参加するサミットが開催され、事業のPRや地域同士の連携強化が促進された。

○インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

観光庁等が実施した訪日外国人に対する各種調査の結果等について、日本貿易振興機構（JETRO）のポータルサイト上で公開し、輸出に取り組む事業者等へ提供した。また、海外バイヤーとの国内外における商談会の開催等、輸出に取り組む事業者等への総合的な支援が行われた。

●観光地・交通機関

○新たな観光資源の開拓

「楽しい国 日本」の実現に向けたコンテンツの育成として、2018年度の事業成果を観光庁ウェブサイトや各地方運輸局等を通じて周知したほか、2019年度は、最先端観光コンテンツインキュベーター事業において、地域固有の文化・自然等を対象とした展開事業を採択し、有識者によるコーチング支援等が実施された。

通訳案内士については2019年度に新たに6地域において制度導入が同意され、2020年3月末までに37地域が導入済みとなった。これまでの累計登録者数は、全国で3,235名となる。

その他、お祭りの訪日外国人旅行者への開放、温泉地の

観光資源としての更なる活用、ナイトタイム・モーニングタイムの有効活用、ビーチの観光資源としての活用、VR・AR等の最新技術の活用等について、調査・検討事業や全国の優良事例の周知等が行われた。

○サイクルツーリズムの推進

走行環境や受け入れ環境の整備、魅力づくり等によりサイクルツーリズムを推進するため、官民が連携し、2020年3月末時点で合計56のルートが設定された。また、日本が世界に誇れるサイクリングロードを国内外へPRすることを目的としたナショナルサイクルルート制度が、2019年9月に新たに創設され、先行地域であるつくば霞ヶ浦りんりんロード、ピワイチ、しまなみ海道サイクリングロードが、第1次ナショナルサイクルルートとして、同年11月に指定された。

○通訳案内士・ランドオペレーターの質の向上等の推進

「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に伴い、新たな参入状況やサービスの実態を把握することを目的とした調査を行った結果、関東や近畿エリアに外国語ガイドが集中している等の課題が明らかとなった。

○サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

サイクリストの受け入れ環境の充実を図るため、2019年8月に、東北運輸局において、サイクルトレインや駅レンタサイクルを紹介するウェブサイトが新たに開設された。また、オーブントップバス等の観光バスについて、車両導入や改造費用の一部として、計2台の支援が実施されたほか、日本政府観光局のポータルサイト内の観光鉄道を紹介するページにおいて、地域鉄道事業者による観光列車の情報発信を行った。

○外国人患者の受け入れ環境整備

観光庁は厚生労働省と連携し、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を日本政府観光局ウェブサイトにて、多言語で公開した。2020年3月末時点で、全国で約1,970箇所が指定されており、そのうち約1,400箇所は、各都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」である。また、医療拠点機能の強化に必要な取組等の周知・指導等を目的とした「医療通訳者、外国人患者受け入れ医療コーディネーター配置等支援事業」が実施された。

○クルーズ船受け入れの更なる拡充

国内クルーズ周遊ルートの開拓を目的として、旅客船事業者によるインバウンド対応の好事例集の公表が2019年4月に行われたほか、2019年10月から2020年3月の期間に、フェリーとレンタカーを連携された広域周遊ルートの造成に向けた調査事業が実施された。

また、上質な寄港地観光プログラムの造成に向け、クルーズ船社と港湾管理者等との商談会が年2回、意見交換会が年5回、それぞれ開催された。さらに、2019年4月のクルーズ国際見本市（Seatrade Cruise Global）へのブース出展や、国際見本市（Seatrade Cruise Asia）におけるクルーズ船誘致のためのプロモーション等が実施された。

○景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

沖縄観光の強化として、特に急増する大型クルーズ船の寄港需要に対応するため、県内で3港目となる国際クルーズ拠点となる那覇港新港ふ頭地区の整備が、2019年11月に着手された。

また、「沖縄振興特別推進交付金」による外国人観光客受け入れ体制強化事業（2015年度から継続）や、「沖縄北部連携促進特別振興事業」による観光客周遊拠点施設等の整備が行われた。

○スポーツツーリズムの推進

2020年2月までに武道ツーリズム研究会等が計3回開催され、同年3月に「武道ツーリズム推進方針」等が策定された。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催中に、欧米豪をメインターゲットとして、列車内において武道ツーリズムのデジタルプロモーションを実施した。

地域スポーツコミッションへの活動支援としては、2019年度は6団体からの公募があり、5団体の取組が採択された。

③日本政府観光局と地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）の適切な役割分担と連携強化

○「世界水準のDMO」の形成に向けた取り組み

海外におけるこれまでの先進事例調査等を踏まえ、2020年3月に観光地域づくり法人（DMO）の登録制度が見直された。また、観光地域づくり法人の役割等を具体的に解説したガイドラインが公表された。

2020年3月末時点の「DMOネット」における観光地域づくり法人（DMO）の登録数は、前年度から48件増加し、延べ226団体となっている。

また、観光地域づくり法人（DMO）に対する人的支援として、DMO的手法で観光地経営をするための人材を育成する基礎・応用プログラムを、2020年8月に「DMOネット」に再掲し、観光地域づくり法人（DMO）で働く人材が自主的に学ぶことのできる環境の整備等が実施された。

○地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）と日本政府観光局の適切な役割分担

観光地域づくり法人（DMO）が受け入れ環境整備・地域の新たな観光コンテンツの開発等の着地整備の役割を担う旨や、地域（地方公共団体・観光地域づくり法人）と日本政府観光局の役割分担を明示する観光地域づくり法人（DMO）のガイドラインがとりまとめられ、公表された。

これを受けて、日本政府観光局は全国から観光コンテンツを募集し、精査や選定を行い、プロモーションパンフレット「100Experiences in Japan」を作成した。また、地域側の着地整備や観光資源の磨き上げの支援として、日本政府観光局が直接現地へ訪問等しながらコンサルティングを実施。

○訪日プロモーションの戦略的高度化

2018年度に引き続き、「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」において欧米豪の9市町をターゲットとしつつも、9市

場以外の国に居住する欧米豪人についてもターゲットの対象とし、航空会社等の民間企業と連携した事業等が実施された。また、欧米豪市場に対し、現地PR会社・コンサルティング会社の知見等を活用したプロモーションが検討された。

ラグビーワールドカップ2019日本大会の開催にあたっては、メディア向け観光情報相談窓口を2019年8月に設置されたほか、大会取材のために来日したメディア向けのイベントが同年9月に開催された。

また、「東京2020大会」の開催に向けて、日本全国の魅力発信を目的とし、都道府県及び政令指定都市の協力により、海外メディア対応の専用窓口が2019年6月に各地で設置されたほか、各地と東京都との連携を図るため、「東京都メディアセンターの運営にかかる連携合意書」を締結し、同年11月に大会専用特設ウェブサイトが開設された。

東アジアからの訪日外国人旅行者の意見については、2018年度から継続している中国簡体字での調査に加え、新たに中国繁体字及び韓国語版の「訪日観光意見箱」を活用し調査・分析が行われた。また、中国、台湾及び香港を対象とし、有識者へのインタビューや訪日リピーターへのウェブを活用した定性調査が合わせて実施された。

○文化財を活用した観光地域の魅力創造の推進

2019年度は新たに16件の日本遺産（Japan Heritage）が登録された（表V-1-2）。

日本政府観光局ウェブサイトGlobal Home内において、文化財コンテンツについての多言語解説やアクセス情報等を集約したウェブサイト「Japan Heritage」が構築され、2020年3月公開された。

○「ホストタウン」の推進

2019年度末までに、ホストタウン登録数が423件、地方公共団体数が492、相手国・地域数は169に拡大した。2019年6月には、「復興ありがとうホストタウン連絡協議会」が設立され、「復興ありがとうホストタウン大使」の任命及びスポーツイベント等が開催された。また、同年7月には次回開催都市のパリでホストタウンの取組について、PRが行われたほか、同年9月には次々回開催都市のロサンゼルスで「復興ありがとうホストタウン」の取組についてPRが行われた。

④地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

●出入国の円滑化

○最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

2019年12月に羽田空港で、2020年1月に博多港及び比田勝港において、バイオカードの新規配備が行われた。これにより、バイオカードの導入は全国20の空港と港湾に拡大した。さらに、既に導入済みであった成田空港及び中部空港においても、増配備がなされた。

また、トラステイド・トラベラー・プログラム（ビジネス、観光、親族訪問等の目的で短期間滞在するために入国するもの及びその家族のうち、一定の要件を満たす「信頼できる渡航者」について、「特定登録者カード」によって、自動化ゲートの利

表V-1-2 令和元年度「日本遺産（Japan Heritage）」認定一覧

| 申請者（◎印は代表自治体） | ストーリーのタイトル |
|---|--|
| ◎赤平市，小樽市，室蘭市，夕張市，岩見沢市，美唄市，芦別市，三笠市，栗山町，月形町，沼田町，安平町 | 本邦国策を北海道に観よ！～北の産業革命「炭鉄港」～ |
| 宮城県（気仙沼市，南三陸町，◎涌谷町），岩手県（平泉町，陸前高田市） | みちのくGOLD浪漫－黄金の国ジバング，産金はじまりの地をたどる－ |
| 館林市 | 里沼（SATO-NUMA）－「祈り」「実り」「守り」の沼が磨き上げた館林の沼辺文化－ |
| ◎福井県（福井市，勝山市） | 400年の歴史の扉を開ける旅～石から読み解く中世・近世のまちづくり 越前・福井～ |
| 名古屋市 | 江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～ |
| ◎鳥羽市，志摩市 | 海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち |
| 滋賀県（◎大津市，長浜市，近江八幡市），岐阜県（揖斐川町），京都府（宇治市，京都市，亀岡市，宮津市，舞鶴市），大阪府（和泉市，藤井寺市，茨木市，箕面市），兵庫県（宝塚市，加東市，加西市，姫路市），奈良県（高取町，明日香村，桜井市，奈良市），和歌山県（那智勝浦町，和歌山市，紀の川市） | 1300年つづく日本の終活の旅～西国三十三所観音巡礼～ |
| 泉佐野市 | 旅引付と二枚の絵図が伝えるまち－中世日根荘の風景－ |
| 河内長野市 | 中世に出逢えるまち～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～ |
| 赤穂市 | 「日本第一」の塩を産したまち 播州赤穂 |
| 鳥取県（◎鳥取市，岩美町，若桜町，智頭町，八頭町），兵庫県（香美町，新温泉町） | 日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」 |
| ◎浜田市，益田市，大田市，江津市，川本町，美郷町，邑南町，津和野町，吉賀町 | 神々や鬼たちが躍動する神話の世界～石見地域で伝承される神楽～ |
| 岡山県（◎笠岡市），香川県（丸亀市，土庄町，小豆島町） | 知ってる!?悠久の時間が流れる石の島～海を越え，日本の礎を築いた せとうち備讃諸島～ |
| 徳島市，吉野川市，阿波市，美馬市，石井町，北島町，◎藍住町，板野町，上板町 | 藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～ |
| ◎鹿児島県（鹿児島市，出水市，垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，南さつま市，志布志市，南九州市，姶良市） | 薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～ |
| ◎沖縄県（那覇市，浦添市） | 琉球王国時代から連綿と続く沖縄の伝統的な「琉球料理」と「泡盛」，そして「芸能」 |

資料：文化庁ウェブサイトをもとに（公財）日本交通公社作成

用を可能とする制度）の利用対象者について、現行のビジネスマン要件の緩和に加え、「十分な資力信用を有する者」及び「TTP登録者の配偶者及び子」を対象とするなど、利用対象者が拡大した。

また、これまで日本人の出帰国手続きで運用されていた顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人も活用できるようシステムの改修を行い、2019年7月に羽田空港、8月に成田空港、9月に関西空港、10月に福岡空港、11月に中部空港と新千歳空港で運用が開始された。

●ビザの戦略的緩和

2019年は、カタール、ラオス、ロシアに対して、ビザ発給要件の緩和が実施された(表V-1-3)。

表V-1-3 2019年度実施されたビザの緩和

| 開始日 | 国名 | 緩和措置 |
|-----------|------|--|
| 2019年4月1日 | カタール | ①数次ビザの緩和(90日・5年) ②商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和(90日・5年) (最長有効期間5年への延長、発給対象者の拡大等) |
| 2019年8月1日 | ラオス | 商用目的、文化人・知識人数次ビザの緩和(90日・5年) (最長有効期間5年への延長、発給対象者の拡大等) |
| 2019年9月1日 | ロシア | ①「協力プラン」に関与するロシア企業等の常勤者等に対する数次ビザ導入 ②大学生等に対する一次ビザ申請手続きの簡素化 |

資料：外務省ウェブサイトをもとに(公財)日本交通公社作成

●空港

○地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航推進

2019年は、中部空港でのLCC専用旅客ターミナル(第2ターミナル)の整備、那覇空港での滑走路の増設及び国際線ターミナル地域再編事業等が実施された。また、新千歳空港では国際線ターミナル地域再編事業が完成し、2020年3月29日から1時間当たりの発着枠が42回から50回に拡大された。さらに、福岡空港では、国内線ターミナル地域再編事業が完成し、2020年3月29日から1時間当たりの発着枠が35回から38回に拡大された。

●MICE・IR

○MICE誘致の促進

「MICE参加者におけるプレジャー活用促進業務」が2019年度に実施され、訪日外国人のプレジャー活用実態に関する調査の実施や、「MICE参加者のプレジャー促進連絡会」の開催等が行われた。

また、国内でMICE政策に関与している関係機関との連携を深めるため、インセンティブを積極的に国内で開催している日系企業にヒアリング等が実施されたほか、「ミーティング・インセンティブ推進協議会」及び「MICE参加者のプレジャー促進連絡会」が立ち上がり、経団連や日本商工会議所等と情報交換を実施しながら、新たな連携体制の構築が図られた。

○IRに係る法制上の措置の検討

2019年4月に、「特定複合観光施設区域整備法施行令」が施行された。また、同年9月及び11月に、「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)」等について意見公募手続きが実施されたほか、2020年1月にカジノ管理委員会が設立された。

●持続可能な観光地域づくり

○持続可能な観光地域づくりに向けた対策の強化

オーバーツーリズム等の問題が深刻となっている京都市において、地方運輸局が実施主体となり、スマートフォン等のプッシュ通知機能を活用したマナー啓発事業を行ったほか、同

じくオーバーツーリズムの問題が生じている鎌倉市において、観光に関する住民理解促進事業が実施された。

●国際観光旅客税の活用

2019年度の国際観光旅客税の税収は、基本方針等に基づき、出入国手続きの高度化、世界水準の受け入れ環境整備、地域資源を活用した新たなコンテンツの拡充等に充当された。

●アウトバウンド・国内観光

○若年層の海外旅行促進

若年層の海外旅行を促進するため、海外渡航経験のない20歳の若者172名について、アジア各国に派遣するプロジェクトが実施された。また、2020年2月には、2回目となる「若者のアウトバウンド推進実行会議」が開催され、今後の広報戦略の推進などの取り組みについて意見交換等が行われた。

○政府系金融機関による観光地の再生及び活性化

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や株式会社日本政策投資銀行(DBJ)等が中心となり組成された観光関連ファンド等が、宿泊施設を含む観光地の再生・活性化に取り組んだ。また、地方における訪日インバウンド客の誘致や地域での消費拡大を図るため、2019年6月に、REVICが新たに「観光遺産産業化ファンド」を設立した。

○国内旅行促進による地域活性化に向けた検討

「休み方改革」推進チームの会合が開催され、「リゾートテレワーク」や「ワーケーション」に関する先行事例や各府省庁の取り組みの共有や、官民一体となった取組に向けての課題や方向性について意見交換等が行われた。

●東北の観光復興

○東北観光復興対策交付金による重点的な支援

2019年度は、観光資源の磨き上げとして、日本三大樹水ブランド化等の取組や、「酒蔵」等をテーマとした旅行商品の造成等が重点的に支援された。

○防災学習も含めた教育旅行の再興

ホープツーリズム等、福島ならではの教育プログラムの磨き上げを図ったほか、福島県外の教育関係者を対象としたモニターツアーを計7回実施する等、支援が行われた。また、台湾や香港等からの教育旅行の「学校間交流」の拡大を目的とし、動画の制作等、プロモーションの強化を行った。

●観光統計

○地域の消費に係る統計の充実

観光統計の推計手法を改善するため、民間のデータ等の活用に関して、検討を開始した。

(工藤亜稀)